

各 法人代表者様

枚方市福祉部法人指導課長

「社会福祉法人会計基準の制定について」等の一部改正について

標記について、厚生労働省より下記文書のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、各法人におかれましても通知の趣旨及び内容についてご理解いただき、適正な事務処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、当該通知及び関係資料につきましては、大阪府指導監査課ホームページに登載しておりますのでご覧ください。（枚方市法人指導課のホームページからもリンクを貼っています。）

記

1 通知文書

- (1) 「社会福祉法人会計基準の制定について」の一部改正について
(平成25年3月29日雇児発0329第24号、社援発0329第56号、老発0329第28号 3局長連名通知)
- (2) 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」の一部改正について
(平成25年3月29日雇児総発0329第2号、社援基発0329第3号、障障発0329第1号、老総発0329第1号 4課長連名通知)

2 主な改正内容

- 上記(1) 局長通知
 - ・ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)が平成24年4月から施行されたことに伴う文言整理
- 上記(2) 課長通知
 - ・ 上記法律の施行に伴う文言整理(局長通知と同じ)
 - ・ 平成24年度からの法人の減価償却制度の改正に伴う所要の改正

3 通知文書及び関係資料登載HPアドレス

大阪府福祉部地域福祉推進室指導監査課ホームページ

【社会福祉法人等への通知文書等】

http://www.pref.osaka.jp/houjin/kakushu_annai/tsuchibunsho.html

枚方市福祉部法人指導課

TEL 072-841-1221 内線 3321

FAX 072-841-1322

E-mail houjin@city.hirakata.osaka.jp